

## 子育て世帯への臨時特別給付金の10万円一括給付の実施

子育て世帯への臨時特別給付金について、昨日の岸田総理大臣の発言を受け、5万円相当のクーポン分についても現金給付とし、現在給付の手続を進めている先行給付金の5万円と合わせて10万円を一括で年内に給付します。

### 【本件のポイント】

- 子育て世帯への臨時特別給付金の5万円相当のクーポン分を現金給付とし、先行給付金5万円と合わせて年内に10万円一括給付

### 【本件の概要】

#### 1 子育て世帯への臨時特別給付金

##### (1) 対象児童

- ア 令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給対象となる児童
- イ 令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ウ 令和4年3月31日までに出生した児童

##### (2) 支給対象者

対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者（児童手当（本則給付）受給者又はそれに準ずる対象者）

##### (3) 給付額 対象児童1人につき10万円

##### (4) 給付方法

- ア 中学生以下 児童手当の仕組みを活用し「プッシュ型」で給付
- イ 高校生・公務員等 申請に基づき給付 ※現在、申請を受付中

##### (5) 支給日

- ア 中学生以下 12月24日（金）
- イ 高校生・公務員等  
12月21日（火）までの受け付け分について、12月24日（金）から順次給付

【問合せ】三条市福祉保健部 福祉課 福祉・公営住宅係 木戸、武野谷

電話：0256-34-5405